

・記入上のご注意をよく読んでから記入してください。

・以下については、「認定区分」で「保育の希望 有」の選択がある場合のみ記入してください。

●未移行幼稚園、国立大学付属幼稚園、特別支援学校幼稚部を

利用(予定)施設名	所在地
-----------	-----

幼稚園の教育部分に加えて預かり保育を利用希望の場合はこの欄へ記入し、下の家庭の状況を記載してください。

●認定こども園、新制度移行済み幼稚園

利用(予定)施設名	むーまこども園
-----------	---------

教育・保育給付1号認定を受けて認定こども園や幼稚園の教育部分に在籍しており、加えて預かり保育を利用希望の場合はこの欄へ記入し、下の家庭の状況を記載してください。

●認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する(予定含む)方は記入してください。

利用(予定)施設・事業名	利用するサービスの種類(○をつける)	所在地・電話番号	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・ファミリーサポートセンター	〒 - TEL - -	令和 年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・ファミリーサポートセンター	〒 - TEL - -	日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・ファミリーサポートセンター	〒 - TEL - -	日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・ファミリーサポートセンター	〒 - TEL - -	日

認可外保育施設等を利用希望の場合はこの欄へ記入し、下の家庭の状況を記載してください。利用(予定)施設について、複数ある場合は、主に所属する施設を一番上に記載してください。

●認可外保育施設等を利用(予定)しており、教育・保育給付認定の申請及び保育所等利用申込みを行っていない場合は理由を明示してください。

既に利用している認可外保育施設等を継続して利用するため
 他の保育所等では、利用を希望する時間帯の保育が行われていないため
 (希望する保育時間: 時 ~ 時、その他希望曜日など:)
 他の保育所等では、自宅や職場から遠いなど地理的に希望と合わないため
 その他 ()

認可外保育所等を利用希望する場合で、保育所等の利用申込みをしたことがない場合は、この欄への記入にご協力をお願いします。

2号又は3号の認定を受ける方全員について、この欄は記載必須です。

場合は、保護者に保育の必要性があることについて記載するとともに、保育の利用を必要とする理由を出してください。

家庭の状況

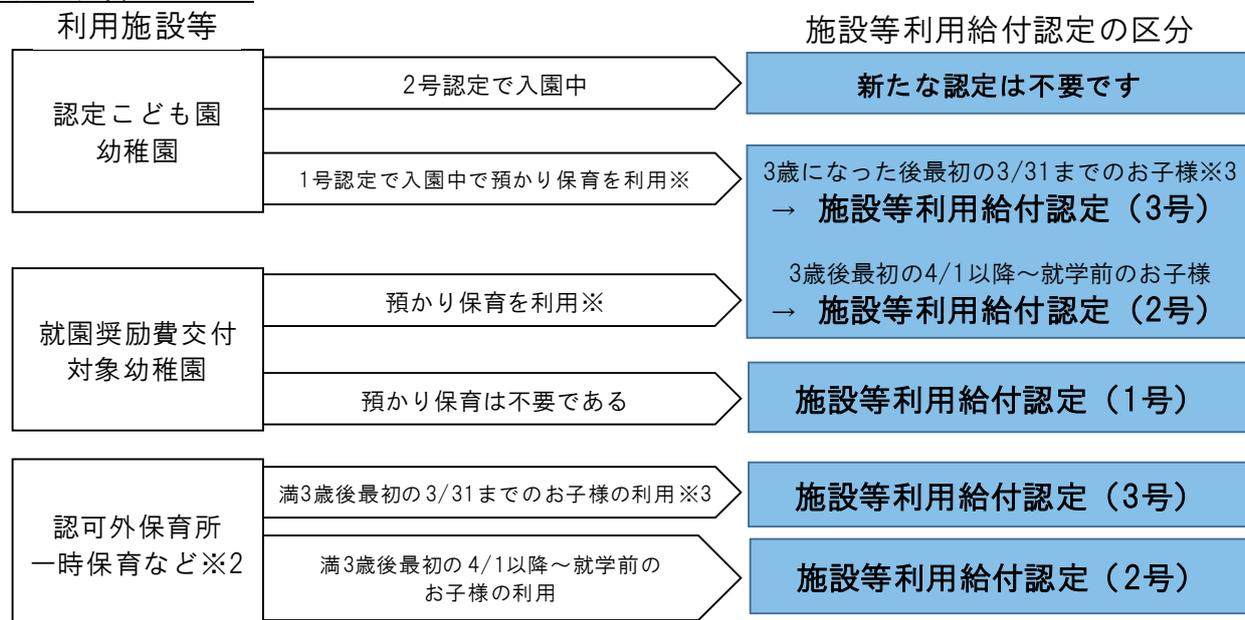
		父			
父	保育の利用を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()			
	勤務地等	〇〇(都道府県)	〇〇(市区町村)	通勤手段及び時間	車 20分
	その他具体的状況(詳細)	週5日(月~金)、8:30~17:15の常勤勤務で			
	添付書類の種類	就労証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> コピー(※必ず事前に用意してください。)			
母	保育の利用を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()			
	勤務地等	〇〇(都道府県)	〇〇(市区町村)	通勤手段及び時間	自転車 15分
	その他具体的状況(詳細)	週4日、8:30~17:00のうち1日4時間勤務のシフト制です。保育の利用ができた場合週5日勤務になる予定です。			
	添付書類の種類	就労証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> コピー(※必ず事前に用意してください。)			

添付書類は、原則、原本を用意してください。

施設等利用給付認定申請書 提出要領

認定申請は、希望する区分に応じて必要な書類を作成し、事前に保育課又は利用(予定)施設等に提出してください(申請書類を市役所以外の施設等へ提出する場合は、氏名を明記した封筒などに封入して糊付けのうえ担当者へ渡してください)。

認定の区分について



※ 預かり保育部分の無償化対象は、保育の必要性が認められる方に限ります。

※2 無償化対象は、保育の必要性が認められる方に限ります。対象施設には、従業員の子どものみを預かりの対象とするいわゆる認可外保育施設のほか、一時預かり事業、ベビーホテル、病児保育施設、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センターを含みます。令和6年度の認可保育所等の利用申込みをし、有効な支給認定証(2号又は3号)をお持ちの方は、当該申請手続きが不要となる場合があります。なお、企業主導型保育事業は、市ではなく事業者への申請及び市への利用報告が必要です。詳細は事業者へお問い合わせください。

※3 満3歳後最初の3月31日まで(2歳児)のお子様について無償化対象となるのは、市民税非課税世帯に限ります。

必要な書類について

- ・認定申請書(記入例は裏面をご覧ください。)
- ・幼児教育・保育無償化申請チェックシート
- ・本人確認書類
- ・(2号又は3号を希望する場合)保育の必要性を認定するための添付書類

○本人確認書類について

申請にあたっては、申請書に子ども、保護者及び世帯員のマイナンバーの記入が必要です。

マイナンバーが記載された書類の提出にあたっては、法令の規定により、本人確認書類の提示が必要になります。提出時には保護者の本人確認書類(免許証等)及び記入した全員分の番号確認書類(マイナンバーカードまたはマイナンバー記載の住民票)をご持参ください。

マイナンバー通知カードをお持ちの方は令和2年5月25日以降、氏名・住所に変更の無い方に限ります。

申請書を市役所以外の施設等を経由して提出する場合には、保護者の本人確認書類の写し及び記入した全員分の番号確認書類の写しを忘れずに同封してください。

○保育の必要な事由と必要な添付書類について

保育の必要性を認定するためには、保護者のいずれもが下記「保育の必要な事由」のいずれかに該当し、それぞれについての添付書類の提出が必要です。

保育の必要な事由	添付書類
①就労（保護者が月6.4時間以上の就労を常態としている場合）	「就労(予定)証明書」 (事業主の証明を受けることが必要)
②妊娠・出産（保護者が出産の前後にあたる場合（出産予定日6週間前・出産後8週間））	「保育必要事由申立書」 (母子健康手帳の写しを添付)
③疾病・障害（保護者が病気・負傷・心身に障害がある場合）	「診断書」（期間の証明があるもの）、 又は「保育必要事由申立書」（手帳の写しを添付)
④介護・看護等（保護者が同居親族の介護・看護にあたる場合（長期間入院者の場合も含む））	「診断書」（期間の証明があるもの）、 又は「保育必要事由申立書」（手帳の写しを添付)
⑤災害復旧（保護者が震災・風水害・火災その他災害の復旧にあたる場合）	「保育必要事由申立書」 (必要に応じて詳細書類等を添付)
⑥求職活動（保護者が求職活動や月6.4時間未満の就労（起業準備も含む）を継続的にしている場合）	「求職活動(起業準備)申告書」 (求職カード等がある方は写しを添付)
⑦就学（保護者が就学している場合（職業訓練校における職業訓練を含む））	「保育必要事由申立書」 (学生証等及び時間割の写しを添付)
⑧虐待・DV（虐待やDVのおそれがある場合）	「保育必要事由申立書」 (必要に応じて詳細書類等を添付)
⑨継続利用の必要性（育児休業を取得したが、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要）	「育児休業取得に伴う保育利用継続申込書」 (事業主の証明を受けることが必要)
⑩その他（その他、市長が認める①～⑨に類する状態といえる場合）	「保育必要事由申立書」 (必要に応じて詳細書類等を添付)

○添付書類の作成・提出にあたっての留意事項

- ・添付書類は、認定申請書の提出時に必ず添付してください。なお、認定申請日の3か月以上前に作成された書類は無効ですので、新しいものをご用意いただくようご注意ください。
- ・複数のきょうだい分を同時に申し込む場合、添付書類は世帯で最低1組ずつ原本をご用意いただく必要があります。この場合は人数分までコピーをお取りいただき、原本を上のきょうだいの申請書に添え、コピーを下のきょうだいの申請書に添えてください。
- ・添付書類の種類や内容に不備がある場合には保育の必要性について認定ができず、無償化の給付を受けられませんのでご注意ください。
- ・各添付書類は次のページからダウンロードすることができます。

【検索：幼児教育・保育の無償化を受けるための申請書類】
(各書類については、保育課窓口でも配布しています。)



○認定の効果

認定の起算日は、施設等の利用開始予定日又は申請日のいずれか遅い方が基準となります。
申請に不備がない場合、子育てのための施設等利用給付2号又は3号の認定について市から通知されますが、これは無償化の給付を受ける資格を認定するものです。
認定の通知をもって希望施設の利用が確約されるものではありません。定員など、施設の状況や保育の必要性の度合いによっては希望通りの利用ができない場合もあります。

この他、保育の必要な事由について、各事由に該当するかどうかや添付書類の詳細などについて、ご不明な点がございましたら飯能市保育課へお問い合わせください。
(飯能市保育課 電話042-973-2119)